3000㎡以上の土地を形質変更する際の手続きについて

1. 土地の形質変更をしようとする者は<u>法律と条例の両方</u>の手続きが 必要になります

《法律》

土壌汚染対策法第4条第1項に基づき当該土地の改変に着手する日の30日前までに 当該土地の形質の変更の場所及び着手予定日等を市長に届け出る必要があります。 (様式第6)

《条例》

さいたま市生活環境の保全に関する条例第80条第1項に基づき当該土地の改変に 着手する前に形質変更をしようとする土地における過去の状況として次の事項を調査し、 市長に報告する必要があります。(様式第33号)

- ① 特定有害物質取扱事業所又は特定有害物質に該当する物質を取り扱っていた事業所の設置状況等に関する土地利用履歴
- ② 特定有害物質又はこれに該当する物質の取扱いの状況

2. 土壌汚染(の恐れ)が判明した場合

土壌汚染対策法第4条第2項に基づく土壌調査命令の対象になります。

- ① 市の保有情報と条例の届け出内容から調査命令の対象になるかを市が判断します。
- ② 調査命令は土地所有者に対して行いますので、事前に土地所有者と協議(調査に要す時間、 費用等について)しておくことをお薦めします。

3. 調査命令を受けた後の手続き

土壌汚染対策法第3条第1項で定める方法により、土壌の調査を実施することになります。なお、条例の届出により調査済みの場合、その資料を活用することができる場合もあります。 調査の結果、土壌汚染が確認された場合、土壌汚染対策法に基づいて(これ以降は<u>条例</u>の手続きは不要となります)当該土地を管理及び措置を実施していただくことになります。

【相談窓口】

さいたま市 環境局 環境共生部 環境対策課 水質土壌係 (市役所本庁舎2階)

住所:さいたま市浦和区常盤6-4-4

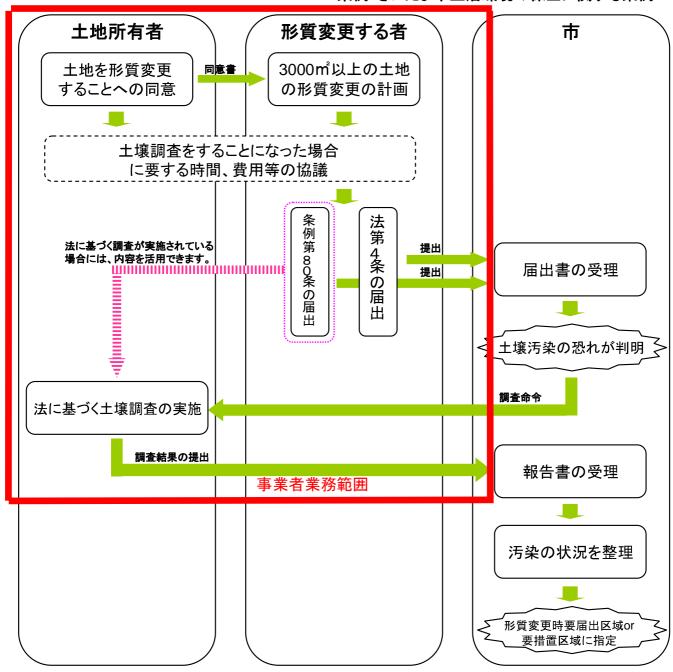
電話:048-829-1331 FAX:048-829-1991

3000㎡以上の土地を形質変更する際の手続きの流れ

汚染の恐れの判明~形質変更時要届出区域or要措置区域に指定されるまでの一般的なフロー

法 :土壤污染対策法

条例:さいたま市生活環境の保全に関する条例



《要措置区域に指定された場合》

土地所有者は市から指示された措置を実施することになります。

《形質変更時要届出区域に指定された場合》

形質変更をする者は形質変更前に、その方法等を市に届け出る必要があります。

3,000m3を超える土地の形質変更時の提出書類チェックシート

【土壤污染対策法】4条1項

-		
	チェック	提出書類
		一定規模以上の土地の形質の変更届出書(様式第六)
		位置図、案内図
		平面図(土地の形質変更が行われる範囲を明らかにしたもの)
		公図(地番が明示された平面図)
		土地の登記事項証明書
		形質変更実施同意書 1

1 届出者と土地所有者が異なる場合に必要になります。

【さいたま市生活環境の保全に関する条例】80条第1項

_	
チェック	提出書類
	特定有害物質取扱事業所設置状況調査報告書(樣式33号)
	平面図(土地の形質変更が行われる範囲を明らかにしたもの)
	公図(地番が明示された平面図)
	土地の登記事項証明書 2
	過去の土地の利用状況がわかるもの 3
	[地図、 航空写真、 その他(近隣への聞き取り等)]

- 2 地目が田、畑、山林になるまでさかのぼった土地の登記事項証明書を添付してください。
- 3 地図、航空写真等は土地の利用状況が変化した年代ごとに添付してください。
- 注)届出の対象地に法4条、市条例80条の届出をした経緯が過去にある場合は、事前にご相談〈ださい。